

兵庫県公報

令和4年3月15日 火曜日 第293号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政書士法に基づく業務停止命令（市町振興課）	1
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 南あわじ都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（令和4年近畿地方整備局告示第29号） （道路保全課）	2
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	2
○ 中都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	3
○ 中播都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	3
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	6
○ 旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	6

告 示

兵庫県告示第306号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次の行政書士に2月間の業務の停止の処分をした。
令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 住所及び氏名
芦屋市大原町5番19 コートハウス5番館102号室
美馬一仁
- 登録番号
日本行政書士会連合会登録番号 12301365
- 業務停止期間
令和4年3月30日から2月間

~~~~~

### 兵庫県告示第307号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

|      |                                                                                                            |         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 指定理由 | 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。 |         |
| 種別   | 名 称                                                                                                        | 制作・配給会社 |
|      |                                                                                                            |         |

|     |                       |                |
|-----|-----------------------|----------------|
| 映 画 | ポゼッサー (原題) POSSESSOR  | キングレコード        |
| 映 画 | 熟女快樂 一夜妻              | 新東宝映画          |
| 映 画 | Grand Guinol グラン・ギニョル | MinyMixCreati部 |
| 映 画 | 深爪 百合不倫               | 日活             |



**兵庫県告示第308号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品 種  | 名 前                                  |
|----------------------------------------------|----|------|--------------------------------------|
| 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 若綿土井、勝脇土井、勝金土井、茂毬波、茂東波、<br>和紗土井、池義土井 |



**兵庫県告示第309号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、平成22年近畿地方整備局告示第100号南あわじ都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和4年近畿地方整備局告示第29号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成22年近畿地方整備局告示第100号南あわじ都市計画道路事業  
3.5.420号湊線及び3.5.421号湊古津路線
- 3 事業施行期間  
平成22年3月29日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第310号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称

明石市

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画下水道事業明石市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和32年4月1日から平成37年3月31日まで

変更後 昭和32年4月1日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成30年兵庫県告示第1001号の事業地のうち、兵庫県明石市田町2丁目、新明町、林崎町1丁目、林崎町2丁目、林崎町3丁目、南貴崎町、松江字東野、字出口、字泥鬮、字大王、字小反田及び字西出口、藤江字苦竹、字須崎、字別所向、字越前、字別所谷、字出ノ上、字墓ノ本、字松ノ本、字大塚及び字今崎野、大久保町谷八木字堂ケ保、字川向イ、字溝向イ、字居屋敷、字北畑、字谷田、字士林及び字高町、大久保町八木字土取、字道重、字大溝、字屋ノ東、字兼長、字北屋筋、字高僧、字蔵本、字鯉ケ坪、字城ケ谷、字盤若田、字三又、字西町及び字家ノ北、大久保町江井島字天狗松、字南中スカ、字江井後、字池下、字辻ケ鼻、字西辻ケ鼻及び字道下、大久保町西島字大原、字上カジャ、字中スジ、字北ケ市、字森西、字天神及び字高見、魚住町中尾字色田、字北ケ市及び字出口、魚住町西岡字東角、字合之元、字石ケ坪、字能登ケ内、字辻ノ上、字山道端、字天王後、字御屋敷、字北出口、字片山、字西畑ケ、字高松及び字西台、二見町東二見字一番地、字二番地及び字六番地の一部地内を削る。



兵庫県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

多可郡多可町

2 都市計画事業の種類及び名称

中都市計画下水道事業多可町公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和57年10月12日から平成34年3月31日まで

変更後 昭和57年10月12日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成28年兵庫県告示第2785号の事業地のうち、多可町中区岸上字末松及び字西河原、中村町字下井ノ内、字岡ケ鼻、字上川原、字軍勢、字下市、字町東、字下川原及び字明見、安坂字田高田、田野口字宮之下、字蟹田及び字松之木橋、鍛冶屋字野口、字垣内及び字山根、安坂字城之堀、字平之本及び字田高田、森本字上嶋原及び字苅島、糶屋字澤ノ下及び字檜木町、森本字村ノ内及び字平之本並びに牧野字町西、字町東、字フケ及び字大日の一部地内を削る。



兵庫県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

姫路市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画公園事業  
3.3.124号下野公園
- 3 事業施行期間  
令和4年3月15日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
姫路市広畑区西蒲田字下山田及び字上山田地内
  - (2) 使用の部分  
姫路市広畑区西蒲田字下山田及び字上山田地内

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 氏名又は名称    | 主たる事務所又は事業所の所在地    | 指定取消年月日   |
|-----------|--------------------|-----------|
| 株式会社 真野商店 | 神戸市兵庫区鍛冶屋町2丁目2番14号 | 令和3年10月1日 |



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ジュンテンドー西脇店  
所在地 西脇市小坂町字横溝129番1 ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1 飯塚 正
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5 飯塚 正
    - イ 変更後  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1 飯塚 正
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 住所 代表者の氏名

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市下本郷町206番地5 | 飯塚 正   |
| イ 変更後       |                  |        |
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市遠田町2179番地1 | 飯塚 正   |

4 変更年月日

令和3年4月20日

5 届出年月日

令和4年2月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年3月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年7月15日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー新社店

所在地 加東市上中333番1 他10筆

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市遠田町2179番地1 | 飯塚 正   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市下本郷町206番地5 | 飯塚 正   |

イ 変更後

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市遠田町2179番地1 | 飯塚 正   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市下本郷町206番地5 | 飯塚 正   |

イ 変更後

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市遠田町2179番地1 | 飯塚 正   |

- 4 変更年月日  
令和3年4月20日
- 5 届出年月日  
令和4年2月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年3月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和4年7月15日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市今市一丁目240番1、240番2、240番4、240番5の一部、240番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区野田町153番地  
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横山英人
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年2月1日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-3-2号（3高砂）



**旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告**

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の規定による認可に係る次の住宅地造成事業は、完了した。

令和4年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行地区又は工区に含まれる地域の名称  
（2工区の12）  
小野市粟生町字大谷1506番101  
同 市粟生町字一文字山1505番487、1505番491
- 2 認可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
岡山県津山市北園町8番地15  
キタノ産業株式会社 代表取締役 北野博子
- 3 認可年月日及び認可番号  
令和4年1月13日  
兵庫県指令北播（事）第414-19号